

横浜市地域冷暖房推進指針の一部改正について

1 改正の趣旨

横浜市では、平成8年4月から、地球温暖化の防止や大気汚染の防止などの環境への負荷の低減を図るとともに、安全な都市の実現に寄与することを目的に「横浜市地域冷暖房推進指針」を施行し、市内への地域冷暖房の導入を推進しています。

これまで、一定規模以上の建築物の建築又は開発を行おうとする事業者に対して、市に建築計画等の届出をするよう求めてきましたが、事業者が自ら最適な省エネ・再エネ対策を検討・選択し、事業を推進していけるよう届出を廃止するなど、制度の一部を見直します。

2 主な改正内容

- 地域冷暖房推進地域の指定を廃止します。
- 市への建築計画等の届出を廃止し、事業者が自ら地域冷暖房の導入可能性について検討し、導入が適正と判断できた場合は、導入に努めるものとします。
- 地域冷暖房を導入する場合は、未利用エネルギーの活用に努めるものとします。
- 地域冷暖房の整備を行う場合は、説明会を開催するよう努めるものとします。
- 地域冷暖房推進指針実施細目を廃止します。

3 施行日

令和5年10月2日（予定）

4 添付資料

別紙 改正案（新旧対照表）